

旧市長公舎について

(1) 施設概要

 <p style="text-align: right;">外観</p>	 <p style="text-align: right;">庭園</p>		
名 称	旧市長公舎	所 在 地	中央区西大畑町 5927-9
敷 地 面 積	2,195.57 m ²	庭 面 積 等	1,500.00 m ²
建 造 年 代	1922(大正 11)年	建物延床面積	307.36 m ²
構 造 形 式	木造平屋建て	所 管 課	文化政策課(当初:秘書課)
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	防 火 地 域	準防火地域
概 要	<p>県外出身の 8 代目新潟市長(埼玉県出身)を迎えるにあたり、大正 11 (1922)年に建設され、歴代市長が使用してきた。</p> <p>戦後、市長が選挙によって選ばれると、市外の人が市長に就任することがなくなり、市長公舎の利用もほとんどなくなった。以降は、主に首長や海外からの来客など、公的な接客の場として利用され、今日に至るまで西大畑地区の歴史的な佇まいを生かした風情ある景観の創出に寄与してきた。</p> <p>平成21年度からは、暫定的な活用として新潟市ゆかりの作家である坂口安吾を顕彰する場として活用を開始(「安吾 風の館」)。一般公開により、これまで延べ 79,240 人が来館し、市民に対して旧市長公舎に触れる機会が提供された。</p> <p>令和5年の耐震診断・老朽度調査の結果で耐震性が低いことが確認されたことに加え、令和 6 年の能登半島地震を受け、令和6年1月4日に休館とし、現在も続いている。</p> <p>「安吾 風の館」は遊休施設の有効活用であり、恒久的な位置づけではないが、市として活用方針を定めていないため、修繕は庭園を含め応急的かつ簡易的なものに限られている。</p>		

(2)歴史的建造物としての評価(H15 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画より)

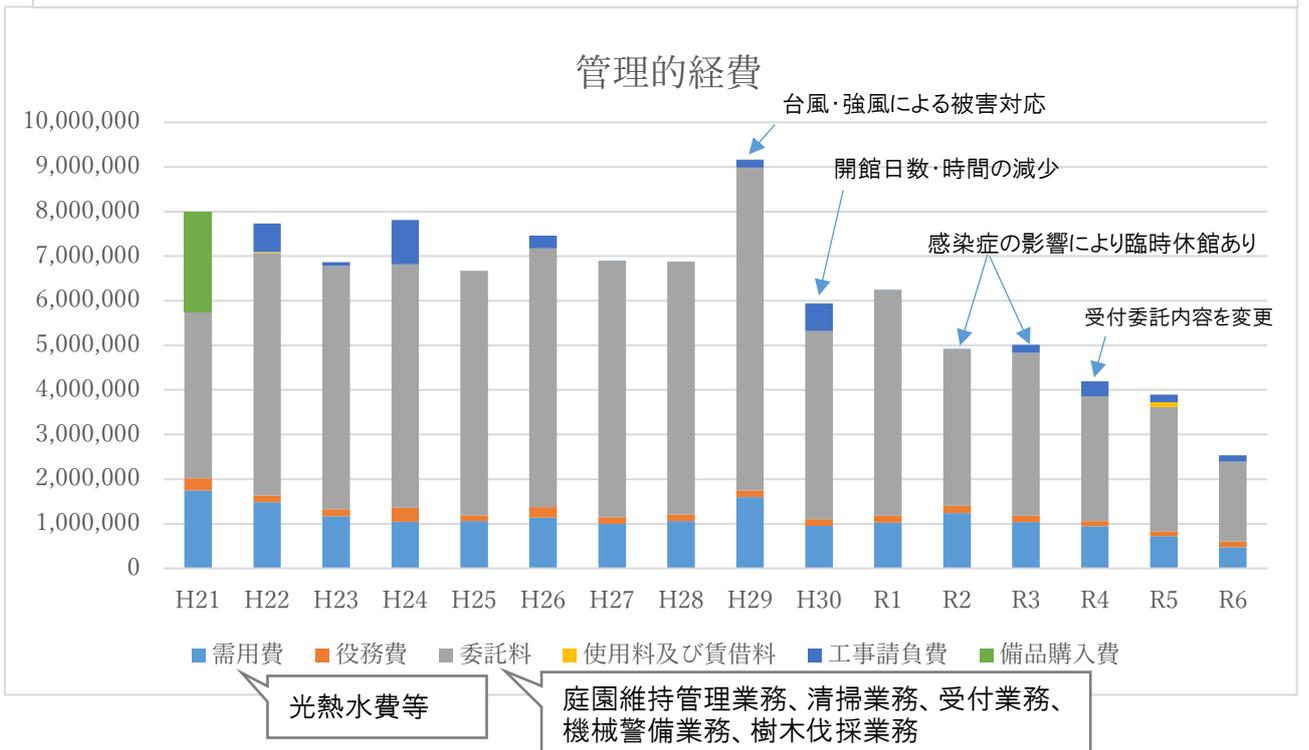
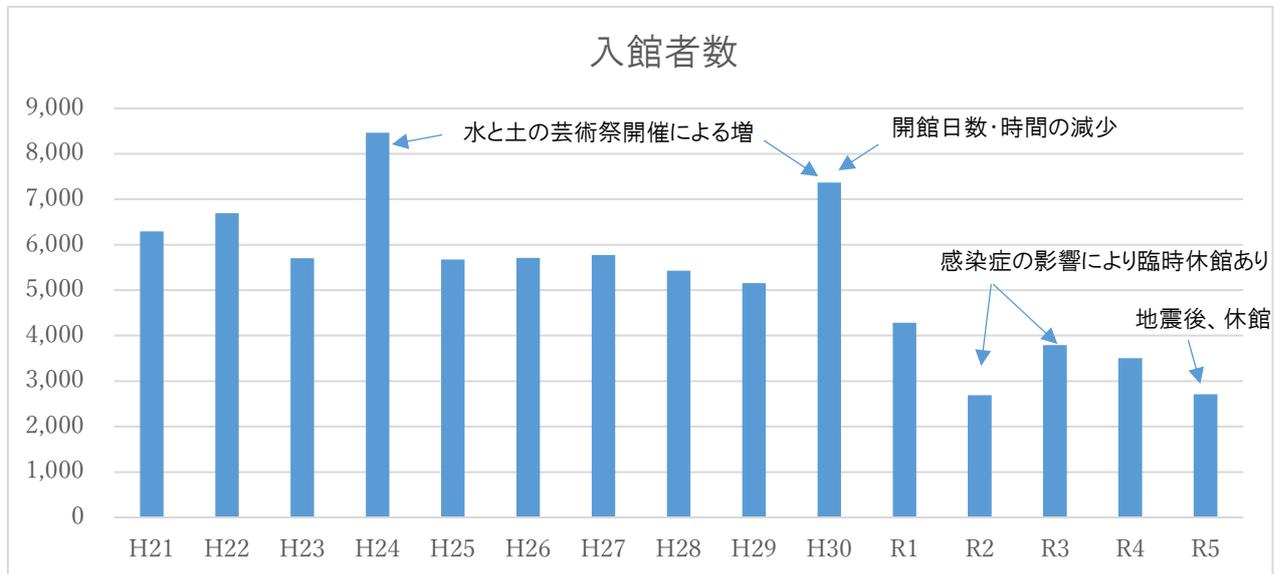
歴史的評価	<p>新潟市長公舎は、中廊下式住宅の典型例の一つで、大正 11 年に建てられた。中廊下式住宅とは、家の一部に洋風を採り入れた和洋折衷の住宅のことで、中廊下によって間取りが区分され、玄関の脇の一室を板床の洋風応接間とするもの。このような様式は明治末期から大正期にかけて都市の俸給生活者の間で流行したもので、市長公舎は市内におけるその先駆的存在であったとの指摘もある。</p> <p>歴代市長が居住・執務、そして重要な賓客を招く場として使用してきた施設であり、市政史上の記念性が高いものである。また、政令指定都市・中核市レベルの大都市で現存する戦前期の市長公舎はほとんどなく、新潟市長公舎は現存最古の市長公舎といえる。</p>
文化的評価	<p>外観等は旧県知事公舎(明治 42 年竣工、現在は新発田市に移築)にならった可能性が高く、応接室の内観は高い天井、縦長窓、腰壁で構成され、洋風建築のプロポーションを保っている。既成市街地の郊外に開かれた住宅地(西大畑・二葉町周辺等)に多く作られた洋風住宅の模範例として、周辺の住文化に影響を与えたものと思われる。</p> <p>また、平成 4 年に造られた庭園は、川村修就の時代に植えられたと思われるマツ群を残し、海岸砂丘の面影を今に伝えるとともに、枯山水等の伝統的庭園様式と機能的な芝庭を巧みに調和させた、新潟を代表する現代庭園の一つである。</p>
まちづくり上の評価	<p>白い下見板張りの洋風応接室を道路側に寄せ、市政の殿堂としてのシンボル性を示すとともに、塀越しに見える樹木が当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈している。また敷地が都市景観形成地区に隣接しており、周辺の美観形成に資することが出来る。</p> <p>西大畑周辺には、登録文化財や文化施設が多く集積しており、それらとの連携により、地域振興に資することが出来ると思われる。</p> <p>駐車場(10 台程度駐車可)もあり、バス停留所も付近にあるので利便性は確保されている。</p>

【参考】「安吾 風の館」(坂口安吾顕彰事業*)について

*坂口安吾顕彰事業は、市が補助する(公財)新潟市芸術文化振興財団の事業。

- 坂口安吾は、西大畑出身の本市ゆかりの作家。かつて新潟大神宮と旧齋藤家別邸との間付近に生家が位置していたが、現存しておらず、秋葉区大安寺に坂口家の墓がある。
- 旧市長公舎での事業開始にあたっては、
 - ① 歴史的建造物である旧市長公舎(行政財産)の有効活用
 - ② 寄贈された遺品・資料等の整理が終了し、市民へ公開する場
 という2つの視点があり、平成21年度から暫定的な活用として、
 - 歴史的建造物として、建物の一部(庭園含む)を一般開放
 - 坂口安吾資料常設展示室として利用し、遺品、所蔵資料等を一般公開(無料)
- 現在、能登半島地震に伴い暫定活用は休止中。令和6年度以降はアウトリーチ(学校訪問)や他館との連携による企画展など、場所(旧市長公舎)にとらわれない取り組みを進めている。

「安吾 風の館」入館者数および管理経費の推移



旧市長公舎を取り巻く状況

No.	項目	状況
①	歴史的建造物としての評価	新潟市歴史文化施設保存活用基本計画(平成15年策定)での評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治末期から大正期にかけて流行した中廊下式住宅の典型例。当時の市内では先駆的存在。現存最古の市長公舎と言える。 ・ 川村修就の時代に植えられたと思われるマツ群を残し、伝統的様式と機能的な芝庭を調和させた庭園は新潟の現代庭園を代表する一つ。
②	建物の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断結果「倒壊する可能性が高い」 ・ 耐震基準を満たすためには、大規模な改修が必要
③	公の施設としての位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度から「安吾 風の館」として暫定的な活用を続けてきた。 ・ 公の施設ではないため、公共施設の配置方針に該当しない。
④	隣地との境界	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界確認がされておらず、所有地境界が不明確。確定には相当な時間と手間がかかる見込み。
⑤	用途制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住宅専用地域:用途が限られる(住宅、住宅兼事務所、学校、図書館、神社、寺院、教会、老人ホーム、保育所、公衆浴場、診療所、巡査派出所等) ・ 上記以外の建築物は、建築審査会の許可が必要。(地域の居住環境を害さない、公益上やむを得ない等の理由が必要)
⑥	市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年2月に旧市長公舎周辺4自治会へのアンケートを実施。 ・ 125件の回答があり、カフェや休憩所など一息つく場所を望む声があった。
⑦	民間活用のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年2～3月にサウンディング調査を実施し、1者より応募あり。 ・ 旧市長公舎を活用した事業展開の希望はなく、活用にはつながらなかった。